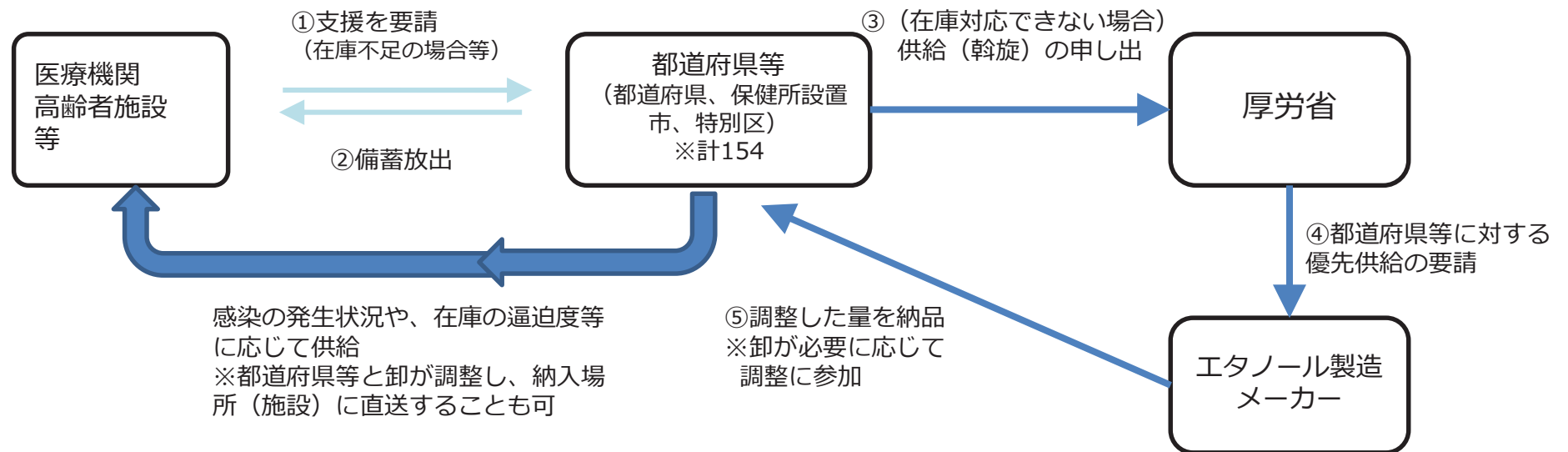


- 都道府県等は、各医療機関、高齢者施設等の在庫状況に応じて、**備蓄によりその需要に対応することを基本とする。**
- 需要量が多く、備蓄では需要に対応することが出来ない場合などには、**都道府県等は、厚労省に対して都道府県備蓄積み増しのための供給（斡旋）要請を行うことができる（都道府県等内での予算措置や業務負担の観点から、受け入れ可能な都道府県等）。**
  - ※都道府県等での需要の対応に当たっては、環境消毒用（机、ドアの消毒）は次亜塩素酸ナトリウム（エタノールと同等の効果）で対応できることや、手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できることに留意。
  - ※都道府県等における窓口は、原則1つにまとめていただく。
- 厚労省は、各都道府県の備蓄状況等を踏まえ、**各都道府県等に供給可能量を割り振り（各メーカーから供給可能量の上限を期間ごとに事前把握）、メーカーに提供を要請。**
- 併行して、厚労省から都道府県等にも連絡。**都道府県等は、供給可能量の範囲内で各メーカーに連絡し、都道府県等での購入手続（取引価格は実勢価等に配送料を加えた額を前提）、納品場所の調整を実施。**
- 各都道府県等は、積み増しされた備蓄を活用し、**在庫の逼迫度等に応じて、必要な施設に供給。**



※ 高齢者施設等への配付にかかる購入費については、都道府県は医療介護総合確保基金等の活用が可能（3/10決定の第2弾緊急対応策のメニュー）